

感染リバウンド防止のための県内飲食店等への営業時間短縮の 協力要請及び協力金について

本県では、令和3年6月13日（日）をもって、まん延防止等重点措置の適用が解除される見込みですが、同月14日以降の感染リバウンドを防止するため、以下のとおり新型コロナウイルス感染症等特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮要請を行い、この要請に協力いただいた事業者には、協力金を支給します。

なお、本協力金の申請期間等の詳細は、後日県ホームページ等でお知らせします。

※事業実施に当たっては、補正予算の成立が前提となります。

1 要請内容

(1) 対象地域

- ・県内全域（35市町村）

(2) 要請内容

- ・午後8時から午前5時までの営業自粛
- ・酒類の提供は午後7時まで
- ・感染防止対策の実施

(3) 対象業種

接待を伴う飲食店、カラオケ店及び酒類を提供する飲食店（午後8時から午前5時の間の営業店舗） ※飲食店営業許可（食品衛生法）を受けている店舗を対象

接待を伴う飲食店を除く「ストップコロナ！対策認定店」については、営業時間の短縮を要請しますが、適切な感染防止対策を徹底することで通常どおり営業できます。
※この場合、協力金の支給対象外となります。

(4) 要請期間

- ・令和3年6月14日（月）から同月20日（日）（計7日間）

2 協力金の支給 ※郵送、オンライン（専用サイト）により申込（7月中旬開始予定）

(1) 支給対象者

要請対象となる店舗を有する事業者であって、要請期間の全期間を通じて、県からの要請内容に協力した者

(2) 協力金額

	方式区分	1日あたり売上高	1日あたり支給額
中小企業等	売上高方式	～83,333円	2.5万円
		83,333円～25万円	1日当たり売上高×0.3
		25万円～	7.5万円
大企業	売上高減少方式 (中小選択可)	50万円以下 (売上高減少額)	売上高減少額×0.4 1日売上高×0.3 } 低い額
		50万円超 (売上高減少額)	20万円 1日売上高×0.3 } 低い額

(3) 問い合わせ先（電話対応のみ）

「群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金コールセンター」

TEL：0570-077-370（午前9時～午後5時 ※土日・祝日含む）